

平成29年度第2回東大阪市住工共生まちづくり審議会 議事要旨

日時	平成29年11月6日(火)14:00~16:00
場所	クリエイション・コア東大阪南館3階 研修室BC
出席者	<p>(東大阪市住工共生まちづくり審議会委員) 植田委員、大石委員、加茂委員、田中委員、濱田委員、東山委員、松浦委員 松尾委員、松本委員、森本委員</p> <p>(住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員) ※説明員として出席 経済部 矢野部次長、モノづくり支援室 鶴山室長、 公害対策課 木村課長、建設企画室 田島室次長、 都市計画室 亀井室次長、住宅政策室 藤田室次長、 建築審査課 清水課長</p> <p>(事務局) 経済部モノづくり支援室 巽室次長、中川主任、間所係員</p>
案件	<p>1 施策等の実施状況の公表および意見募集について</p> <p>2 平成30年度住工共生のまちづくり推進に関する主な施策について</p> <p>3 住工共生のまちづくり条例に基づく住宅建築の協議および売買等の仲介時の説明について</p> <p>4 その他</p>
会議の公開／傍聴人の数	公開／傍聴人0名
議事要旨	<p>～開会～</p> <p>(事務局) ・開会の挨拶。 ・過半数の出席により、東大阪市住工共生まちづくり審議会規則第5条に基づき、会議が成立していることを確認。 ・配布資料の確認。</p> <p>1 施策等の実施状況の公表および意見募集について (会長) ・「1. 施策等の実施状況の公表および意見募集について」事務局より説明をお願いする。 (事務局) ・施策等の実施状況の公表および意見募集について、資料1-1から1-7に沿って説明。 (会長) ・ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。 (委員) ・資料1-1の意見提出者数について市民からの意見は1名だが、資料1-1の6. 意見の内容(要旨)では市民の意見として2つある。これは、同じ人が出した意見ではな</p>

いか。市民だけでなく団体の意見にも言えるが、内容が別であっても前後の関連性もあるので意見を分けて書く必要はないのではないか。

(事務局)

・取りまとめ方について工夫してまいりたい。

(会長)

・この市民の方の意見は住と工を分けたほうがよいという意味か。

(事務局)

・操業環境と住環境が別れたほうがよいという意見だと捉えている。

(委員)

・意見募集する際、趣旨を理解してもらうために住工共生のまちづくり条例の前文を記載したほうが良いのではないか。

(事務局)

・適切にご意見を頂けるように工夫していく。

(委員)

・資料1-1で地権者向けの支援をもう少し検討してはいかがかという意見があるが、具体的にどういう意味なのか。資料1-6の特別用途地区(工業保全地区)内の支援施策に書いてある地権者向けの支援の内容では不十分という意味か。

(事務局)

・モノづくり企業向けの支援が結果的には地権者向けの支援につながるものと考えている。意見を頂戴した事業所が具体的にどういったことを言いたいのか把握できていない。

(委員)

・今回の意見募集の結果をみると少しずつ効果は出ているという意見はあるが、この先東大阪はどうなるのか、例えば、市内のモノづくり企業は5,000社を割っているのではないかとされている中で、現状として東大阪だけでモノづくりはできなくなっているのではないか。見える化事業など通じて相互理解をもっとしなければいけない。例えば、ハザードマップなどありとあらゆるツールを使い、企業市民をもっと露出させていくことがまちづくりにつながっていくと考える。条例の全文にかかっている理念を全面にうちだす施策を実施すべきでないか。

(事務局)

・他部局の動きと連動して施策を進めていくこともあるので動きがあれば審議会で報告する。

(会長)

・年に1回意見聴取することは決まっている。それ以外で、日常的に様々な場面で意見を聞いて東大阪のまちづくりをどうするか決めていくことは大事である。どういう形で聞いていくのか考えていかなければならない。特に、高井田まちづくり協議会の活動でそういうことをやっていくなど、仕組みを考える必要がある。

(委員)

・東大阪市に人を呼んでくる必要がある。モノづくりのアイデアや技術のテーマパークのような取組みができないか。その横で見本市をするなどはどうか。

(会長)

・相隣環境対策支援補助金について、苦情担当部局が受けた苦情の件数や内容を審議会上に報告して議論する必要があるという意見について注目すべきだ。企業と市民の間で起きたトラブルを本審議会上で把握するべきだという意見である。また、工場移転支援補助金制度について、企業によっては工業系の用途地域に現在立地しているが

もう少し広いところに移りたいという場合があり、そのケースも補助対象とすれば良いのではという意見である。このような制度の在り方について本審議会で議論すべき点だと考えている。

2 平成30年度住工共生のまちづくり推進に関する主な施策について

(会長)

・「2 平成30年度住工共生のまちづくり推進に関する主な施策について」事務局より説明をお願いする。

(事務局)

・平成30年度住工共生のまちづくり推進に関する主な施策について、資料2-1、2-2に沿って説明。

(会長)

・ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。

(委員)

・見える化事業についてプレートのデザインなどどういった形で作ることを考えているのか。例えば大学生にデザイン案を募集するなどの方法もあると考えられる。

経済部で事業所の基本的なデータを持っているはずなので、事業所データさえあれば全事業所のプレートをすぐに作れるはずである。そういった計画などどのように考えているのか。また、予算執行率が0の補助金については原因など把握しているのか。

(事務局)

・見える化事業については様々な方法があると思うが予算との兼ね合いもあるので効率的なものを考えていきたい。

・補助金の予算の執行状況が少ないものについて、例えば、工場移転支援補助金については、補助金の存在を知り、計画してから利用するという過程があるので徐々に利用が増えていく場合もある。また、事業用地継承支援対策補助金の利用はハードルが高いと認識している。工場を残したままだと製造業に売却される場合が多いが、更地になった場合は住宅が建てられるケースが多いため、更地にしておかず製造業に売却した場合のみ対象としているのがネックになっている。ただし、特別用途地区では、要件を緩和しているので今後、補助金の利用が増えてくるのではと考えている。

(委員)

・幼稚園児や小学生など子供が見て理解できることが、見える化事業の絶対条件だと考える。

(会長)

・見える化事業も予算との兼ね合いがあるので、当面は地域など絞ってやっていく必要がある。

・戸田市の事例では、金属プレートを使用しているが、必ず腐食するので3年たつと汚くなる。業務内容についても変わることがある。誰に何をみせるのか、どういう媒体を使って見せていくのかも考えていく必要がある。この事業は考えなければいけないことが多い。ニーズはあると思うので、様々な意見を聞きながら慎重に進めていただきたい。

(委員)

・市民にとって工場を音の出る迷惑なものから、誇りを持てる自慢のものにならないといけない。見える化事業は、小学校の社会化教育の中に地域性を入れてやっていく仕組みを考えると良いのではないか。

・プレートについて、デジタルにするのも良いが、歴史の史跡の銘板のような古くてもおもむきのあるものも良いかもしれない。

(会長)

・見える化事業について、プレートの事業だと置き換えるのはまずい。目的は市民や子供たちと工場の相互理解であり、プレートはひとつの手段である。

(委員)

・見える化事業について、行政、市民、事業者の関わり方を計画的に考えたほうが良い。例えば、別の地域の事例だが、最初は行政が後押しをするが、徐々に事業者や市民のみで行い、行政が関わらなくなっていくような仕組みを考えているケースもあった。

・補助金は国や自治体などメニューが非常に多いが、住工共生の補助金を利用した人達は何がきっかけでその補助金のことを知ったのか。

(事務局)

・相隣環境対策支援補助金については、苦情受付部局が直接対象者にお知らせしている。その他も、関係部局と連携を取りながら企業に周知を図っている。

また、企業を直接訪問する企業訪問相談員などを通じて補助金をご案内することもある。

(委員)

・工場見える化事業については、正しいネーミングをつけるとするならば工場友達化作戦ではないか。工場についてどんなことを知りたいかは地域から出してもらえば良い。モデルとして一部の地域からはじめてみたらよい。見える化事業は、あくまでその一部である。

(事務局)

・名称を含めて、より良い事業をつくりあげていきたいと考えている。

(委員)

・例えば東大阪ブランドのパンフレットのような市内企業を紹介している資料を市民に配布すれば良いのではないか。市民がこんなに素晴らしい企業があるのかと誇りに思えることをしていく必要がある。

(事務局)

・ご指摘の市民向けの周知方法についても検討してまいりたい。

(会長)

・東大阪市は市役所の1階に企業の製品を展示するなど昔から広報活動の努力をしてきたが、住工共生を目的とするならば従来とは違ったやり方を考えなくてはならない。今日もいろいろ意見が出てきたが、見える化事業については急いで行わないほうが良いと思う。

(委員)

・行政だけがなにもかもやるのではなく、企業や市民の力を使って事業を進めていけば良いのではないか。

(会長)

・見える化事業は急がずにじっくり考えて、できるだけ持続的な事業となるようにしていくべきである。

・事業用地継承支援対策補助金については、活用がない状況である。改善が必要ではないか。相隣環境対策支援補助金についても、トラブルがあった中で全ての企業が活用しているわけではないと思うが、どのような場合に活用されないのか。もっと多くの企業が活用してもおかしくないと感じている。

(委員)

・当社の事業所の前の畑が宅地が変わった。相隣環境対策支援補助金を使えると思

ったが市民からの苦情が要件だったため使えなかった。苦情が出るまで待っていたら住人との人間関係がこじれてしまう。

(事務局)

・この補助金の考え方として、用途地域ごとに騒音・振動の規制値がある。基準値まで騒音・振動への対処をすることは企業の責務で達成していただくと原則的に考えられる。そこからよりいっそう対策をしようとするときには補助金を使っていただくという考え方である。

(会長)

・苦情を起こさないために補助金を使って対処したいというケースも考えられる。

(事務局)

・予防措置で補助金を使うとなるとどれだけ費用がかかるかわからない。苦情に対する緩和措置として補助金を使っていただくのが一番効果的であると思う。

(会長)

・現実的に予算は余っているので基準を緩めても良いのではないか。来年見直しなのでそのときに検討しても良いと思う。うまい仕組みをつくれれば事前措置でも可能になると思う。

(委員)

・予算の余っている補助金について残額はどうなるのか。事前措置ができないのならプールして次年度事前措置を行う企業向けに補助金を出せばよい。

(事務局)

・予算について繰越はできない。

(副会長)

・まちづくり協議会について高井田以外に広げていく考えはあるのか。

(事務局)

・地区計画を策定する際に地権者の意思統一を図っていく団体が必要であるのでまちづくり協議会をつかって勉強会など行っていく。相談があれば認定の申請など進めていく。

3 住工共生のまちづくり条例に基づく住宅建築の協議および売買等の仲介時の説明について

(会長)

・「3 住工共生のまちづくり条例に基づく住宅建築の協議および売買等の仲介時の説明について」事務局より説明をお願いする。

(事務局)

・住工共生のまちづくり条例に基づく住宅建築の協議および売買等の仲介時の説明について、資料3-1、3-2、3-3に沿って説明。

(会長)

・ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。

(委員)

・モノづくり推進地域の境界の地域について適用範囲を広げるなどしたほうが良いのではないか。

(会長)

・予防措置として対応しても良いかもしれない。

(委員)

・問題が発生したときに建築主と販売業者が違う場合、責任の所在はどこにあるの

か。

(事務局)

・入居者に対する最終説明責任は宅地建物取引業者にあると理解している。条例上説明は努力義務規定としているが、宅建業者より努力義務規定とはいえ、説明せずに入居して問題が発生したときには宅建業者としての責任も問われる可能性がある。努力義務規定とはいえ、無視してよいとは考えていないと答えをもらっている。

(委員)

・当社では告知文を会社の前面に貼っている。法的にも事前告知になるので抑止力になるかもしれない。住工共生のまちづくり条例に基づく住宅建築の協議などについて説明会があっても良いかもしれない。

(事務局)

・周知徹底できるように努力してまいりたい。

4 その他

(会長)

・全体を通じて質問や意見があればいただきたい。

(委員)

・住工共生の補助金の予算については、それぞれの補助金に対して予算の枠を設けずに、弾力的な運用が必要ではないか。

(事務局)

・予算要求時にどの補助制度でいくら活用するか数字であげているが、住工共生のそれぞれの補助制度間で一定の流用は可能である。

(会長)

・事務局から連絡事項をお願いする。

(事務局)

・次回の審議会について連絡。

(会長)

・それでは、以上をもって本日の会議を終了する。

～閉会～

～以上～